

あきる野市総合計画
後期基本計画
(案)

あきる野市

目次

I 総論

第1章 あきる野市総合計画・後期基本計画について

第1節 後期基本計画の位置づけ及び計画期間	1
第2節 総合計画基本構想の見直し	2
第3節 計画の体系	2

第2章 計画の背景

第1節 これまでの取組	4
第2節 現状と課題	4

第3章 計画の策定に当たって

第4章 計画の推進に当たって

II 各論

第1章 自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして（都市整備分野）

第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進	15
第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成	17
第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実	18

第2章 市民の暮らしをリードする産業都市をめざして（産業振興分野）

第1節 地域特性を活かした産業誘致の促進	20
第2節 活力ある商業の振興	21
第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興	23
第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進	25
第5節 自然と調和した林業の育成	27

第3章 暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして（生活環境分野）

第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進	29
第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成	32
第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築	34
第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進	36

第4章 笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして（保健福祉分野）

第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実	38
第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実	41
第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実	43
第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備	45
第5節 総合的な地域福祉の推進	48

第5章 生涯健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして（教育・文化分野）

第1節 人権尊重教育の推進	50
第2節 生涯学習社会の振興	51
第3節 青少年の健全育成の推進	53
第4節 個性を生かす学校教育の充実	55
第5節 社会教育推進体制の整備	58
第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興	60

第6章 柔軟で健全な行財政運営をめざして～計画推進のために～（行財政分野）

第1節 財政運営の健全化	62
第2節 行政体制の効率化	64
第3節 組織・人事体制の活性化	66
第4節 市民参加の推進	68
第5節 広域行政の推進	70

第1章 あきる野市総合計画・後期基本計画について

あきる野市総合計画・後期基本計画は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である「あきる野市総合計画 基本構想」（平成13（2001）年3月策定）に基づき、将来都市像である「人と緑の新創造都市」の計画的な実現に向けて、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画です。

後期基本計画については、平成２３（２０１１）年度から平成３２（２０２０）年度までの１０年間としています。国の政権交代や経済の低迷など不透明な社会経済情勢の中、施策の実施状況等を十分に勘案し、社会の変化に対応できるよう平成２５（２０１３）年度までの３か年と平成２６（２０１４）年度からの７か年に分けて策定することとしています。

このことから、平成26（2014）年度から平成32（2020）年度までの7か年の後期基本計画を策定するものです。

なお、計画期間内に、本市を取り巻く社会経済情勢や行財政制度等が著しく変化した場合等においては、適切な補完又は改定を行うこととします。



第2節 総合計画基本構想の見直し

日本の総人口は既に減少に転じており、平成25（2013）年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計において、本市の人口は、今後、減少していくと推計されています。

このことを踏まえ、今回、後期基本計画の策定に当たり、あきる野市の直近の人口動態などを基に独自に人口推計を行いました。その結果、基本構想における平成32（2020）年の将来人口を11万人から8万1千人に改めます。

		平成22（2010）年		平成32（2020）年	
		将来人口 フレーム	実数値 （※1）	将来人口 フレーム	想定値 （※2）
総人口		90,000 人	81,852 人	110,000 人	81,000 人
（世代別 構成比）	15歳未満	16%	14.2%	16%	12.5%
	15～64歳	63%	62.6%	60%	57.8%
	65歳以上	21%	23.3%	24%	29.8%
世帯		32,000 世帯	33,096 世帯	40,000 世帯	34,500 世帯
昼間人口		81,000 人	70,137 人	110,000 人	71,000 人
昼夜間人口比 （昼間人口／総人口）×100		90%	86.7%	100%	88%

※１ 「総人口」「総人口の世代別構成比」及び「世帯数」については、平成２２（２０１０）年１０月１日現在の住民基本台帳及び外国人登録によるものです。「昼間人口」及び「昼夜間人口比」については、平成２２（２０１０）年１０月１日現在の国勢調査結果によるものです。

※2 世帯数は、今回想定した将来人口を基に、「東京都世帯数の予測（平成21年3月）」を用いて算出しています。

※2 昼間人口は、今回想定した将来人口を基に、平成22（2010）年国勢調査の男女別、年齢別（5歳階層）の昼夜間人口比率を用いて算出しています。

※1 及び※2 世代別構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%となりません。

第3節 計画の体系

将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向け、6つの基本方針の下に、次のとおりの体系として、施策分野別に目標を示すとともに、目標ごとに施策の内容を定めています。

計画の体系

基本理念

豊かさ
と活力
のある
都市の
創造

豊かな
自然と
人との
共生に
よる文
化の創
造

安心して
暮らせる
魅力あ
る社会
の創造

将来都市像 人と緑の新創造都市

施策の大綱

(基本方針)

(目標)

第1章
自然と都市機能の
調和した暮らしやすい都
市をめざして
(都市整備分野)

- 第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進
- 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成
- 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第2章
市民の暮らしをリードす
る産業都市をめざして
(産業振興分野)

- 第1節 地域特性を活かした産業誘致の促進
- 第2節 活力ある商業の振興
- 第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興
- 第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進
- 第5節 自然と調和した林業の育成

第3章
暮らしよい豊かな
地域社会と清らかな水
と緑のある生活
環境都市をめざして
(生活環境分野)

- 第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
- 第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成
- 第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築
- 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第4章
笑顔あふれる安心して暮
らせる保健福祉都市をめ
ざして
(保健福祉分野)

- 第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
- 第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実
- 第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実
- 第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備
- 第5節 総合的な地域福祉の推進

第5章
生涯健やかな体と心を
培う人権尊重を基調とし
た教育文化都市をめざ
して
(教育・文化分野)

- 第1節 人権尊重教育の推進
- 第2節 生涯学習社会の振興
- 第3節 青少年の健全育成の推進
- 第4節 個性を生かす学校教育の充実
- 第5節 社会教育推進体制の整備
- 第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

第6章
柔軟で健全な行財政運
営をめざして
(行財政分野)

- 第1節 財政運営の健全化
- 第2節 行政体制の効率化
- 第3節 組織・人事体制の活性化
- 第4節 市民参加の推進
- 第5節 広域行政の推進

第2章 計画の背景

第1節 これまでの取組

平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までを計画期間とする後期基本計画においては、まちづくりの主役である市民とともに汗をかき、知恵を絞ることで、市民と協働のまちづくりを進めるとともに、継続的な行政改革の推進により、財政基盤の強化を図りながら、魅力あるまちづくりに取り組んできました。

市では、地域の防災力の強化を図るため、東日本大震災以前から市内7地区に発足した防災・安心地域委員会と連携を密にして、平常時からの備えとして自助・共助など市民への防災意識の醸成を図るとともに、地域防災リーダーの育成に取り組むことで、災害に強いまちづくりを進めてきました。

また、観光施策と環境施策を連動させることで、地域活性化の相乗効果を高めるため、平成25（2013）年4月1日に五日市出張所に「地域活性化協働センター」を設置し、生物多様性地域戦略の策定や郷土の恵みの森づくり事業、ジオパークの検討などに取り組んできました。郷土の恵みの森づくりについては、「郷土の恵みの森構想」に基づき、地域、企業、自治体等が協働により、生物多様性保全や地球温暖化防止にもつながる自然の保全・活用を推進しています。この取組は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の環境活動コンテストにおいてグランプリに輝くなど高く評価され、「環境都市あきる野」の実現に向けた大きな一歩となりました。観光まちづくりの取組については、映画「五日市物語」を活用した観光推進事業や観光ボランティアガイドによる市内の見どころ案内等により地域の活性化を図るとともに、秋川渓谷のブランド化を図り広くその魅力を情報発信するなど、地域住民との協働により郷土の財産を活用した施策を展開し、交流人口の確保に努めてきました。

第2節 現状と課題

1 人口構造の変化について

平成24（2012）年の日本の合計特殊出生率は、前年を0.02ポイント上回り1.41となる一方で、出生数は過去最少となっています。このような中、日本の総人口は既に減少に転じており、平成25（2013）年3月27日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した将来人口推計において、本市の人口は、平成52（2040）年に約6万9千人となり、平成22（2010）年比で14.7%減少すると推計されています。また、人口減少に併せて少子高齢化がより一層進むことで、社会保障関係経費が増加するとともに、経済活動を支える生産年齢人口の減少による税収の落ち込みが見込まれます。

このような状況を踏まえ、定住の促進や空き家対策、少子化対策、高齢者が安心して暮らせるまちづくりなど、人口構造の変化に対応した施策の展開を図る必要があります。

2 社会資本の老朽化

道路、橋りょう、公共施設の老朽化などに伴う更新の時期を見据えて、今後、施設等の長寿命化や修繕予算の平準化、公共施設の統廃合など、財政負担の軽減を図りながら計画的な維持管理・更新に取り組む必要があります。

3 防災意識の変化

東日本大震災の発生から、全国的に防災への取組が活発になっており、特に自助・共助といった市民や事業者の地域における役割が重要視されています。このような中、平成25（2013）年9月に改訂した「地域防災計画」に基づく防災対策の取組を進めるとともに、防災・安心地域委員会を始めとした地域との連携による活発な防災対策の活動を展開しています。

地域コミュニティの希薄化や少子高齢化などが進む中、地域防災力の低下を招かぬよう、市民、事業者、行政の役割を明確にして、あらゆる災害を想定した防災対策に取り組んでいく必要があります。

4 環境意識の高まり

地球温暖化については、地球規模でその影響が顕在化・深刻化しています。

本市は、森林が市域の6割を占めており、永きにわたり受け継がれてきた大切な財産である森とその豊かな恵みを守っていくため、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりを進めるなど、地球温暖化の緩和などに取り組んでいます。また、省エネルギーや再生可能エネルギーの技術革新が進み、市民のエコ意識が変化する中、新エネルギー・省エネルギー機器の設置に助成を行うなど、時代に応じた環境施策を進めています。

生物多様性の保全については、平成20（2008）年に「生物多様性基本法」が成立し、平成22（2010）年には生物多様性条約10締約国会議（COP10）が名古屋で開催されるなど、その機運が高まる中、本市においても生物多様性地域戦略の策定を進めています。

今後においても、森づくりや生物多様性の保全により本市の自然を守っていくとともに、限られた資源の中で低炭素社会の構築や循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

5 経済情勢の変化

平成20（2008）年9月のリーマンショックやギリシャの債務危機を発端としたユーロ危機などの影響を受け、日本の経済は長引く低迷が続いています。このような中、平成24（2012）年12月の新政権発足とともに、円安の進行や日経平均株価の上昇、国内総生産（GDP）に改善傾向が見られるなど、少しずつですが日本経済に明るい兆しが見え始めました。一方で、原油の高騰や消費税の増税など、中小企業においては、先行きが不透明な状況が続いています。

このような経済情勢の中、本市の地域特性を活かした地域産業の活性化などに取り組むとともに、日本経済の動向を注視し、時代の潮流にあった柔軟な対応が求められます。

6 地方分権への取組

平成23（2011）年にいわゆる地方分権一括法が公布され、平成24（2012）年には地域主権推進大綱が閣議決定されるなど、基礎自治体においては、都道府県から事務権限が移譲されるとともに条例制定権の拡大など、地方分権が進展しています。

今後も地方分権が更に進むことが予想され、基礎自治体の自主性・自立性の下、地域ごとの課題に応じた独自性のある自治体経営が求められます。

7 財政状況について

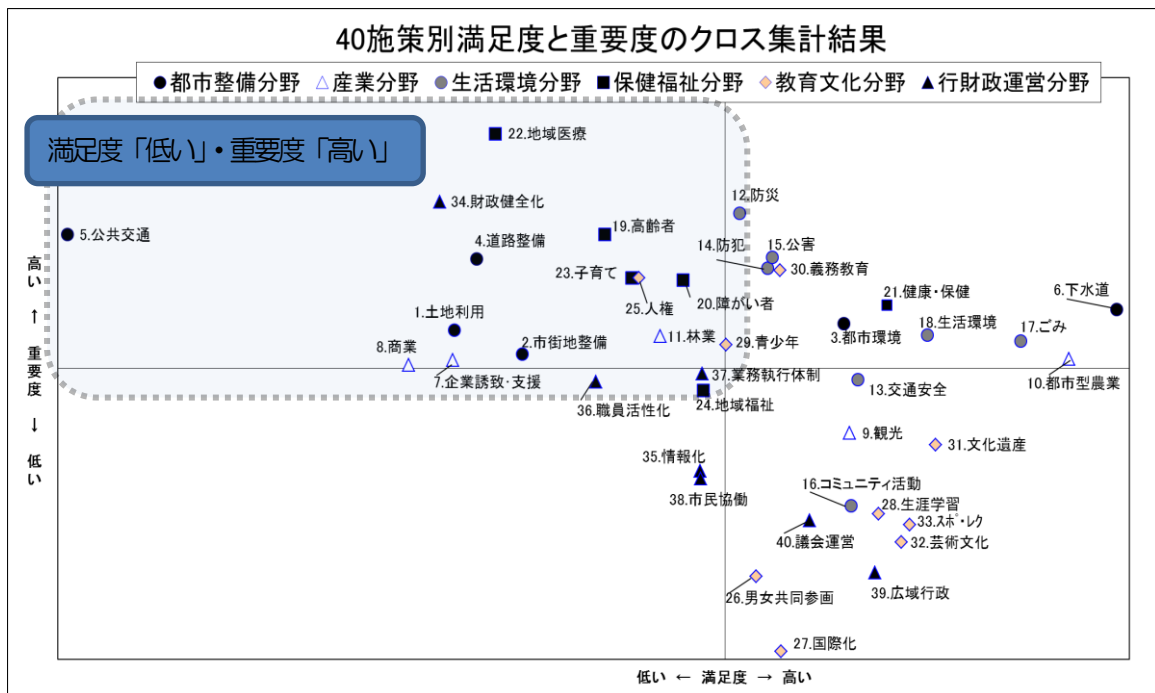
市の財政状況については、行政改革の取組などにより経常収支比率等の財政指標に改善傾向が見られますが、依然として厳しい状況にあります。歳入の根幹を成す市税については、所得税から住民税への税源移譲があった平成19（2007）年度をピークに減少し、平成24（2012）年度の市税収入は、合併以降、最低水準となっています。今後の人口減少が見込まれる中、生産年齢人口の減少などにより、市税の増加を見込むことが難しい状況です。一方、歳出については、景気の低迷や少子高齢化の進展を背景に、扶助費等の社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後、更に増加していくことが見込まれます。

人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、老朽化する公共施設等の維持管理・更新など、様々な課題を抱える中、引き続き行政改革に取り組み、歳出と歳入のバランスのとれた行政運営が求められます。

8 市民の意向（市民アンケート調査から）

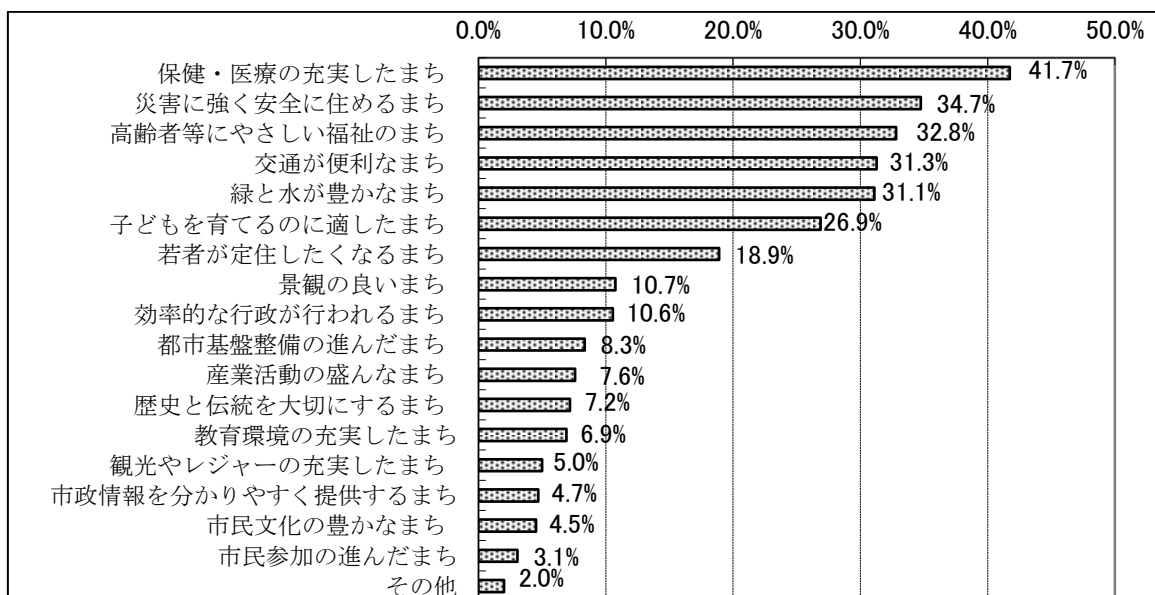
市民アンケート調査は、無作為に抽出した市民の皆様に対して、市の事務や事業に対する重要度・満足度を把握し、皆様の考えや意向を市政に反映できるよう実施しているものです。調査結果については、満足度が低く、重要度が高い施策や市民が望むまちづくりに関する意向を踏まえ、施策の展開を図る必要があります。

◆平成25（2013）年度 40施策別重要度と満足度のクロス集計結果



※市で実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価しています。40施策の評価結果のうち、「わからない」・「無回答」を除く、各施策の結果を数値化し、平均点を50点とした標準得点(偏差値)を算出して、その結果を散布図として表しました。

◆「どんなまちにしたいか」という設問に対する集計結果



※複数回答を可能としているため、全体に対する回答の割合を表しています。

第3章 計画の策定に当たって

近年の技術革新や情報通信技術の高度化などにより、私たちを取り巻く生活環境は目まぐるしく変化し、“モノ”や“情報”が手軽に、早く、便利に、いつでも入手できるようになるなど、急速な発展を遂げてきました。このように社会が標準化・効率化・画一化していく一方で、地域のつながりやまちの持つ本来の文化や風土が埋もれつつあります。

また、これまで右肩上がりに増え続けてきた日本の人口は、減少に転じ、社会資本の老朽化に伴う更新の時期を迎えるなど、成長する社会から成熟した社会へ移行する「転換期」において、これらの社会情勢の変化に対応した行政運営が求められています。

このようなことを踏まえ、定住促進に向けた意識調査の実施や空き家対策など新たに予想される課題に対して具体的な調査・検討を進めるとともに、社会情勢の変化に対応した次の3つのテーマを設定して取り組むべき施策を明らかにしながら、「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めていきます。

テーマ1 安全・安心なまち

テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

この3つのテーマを基本構想に掲げる6つの施策の大綱に横断させて、P9、P10に示すそれぞれの視点により、各分野から重点化する施策を抽出します。

総合計画

基本構想

基本理念

豊かさと活力のある
都市の創造

豊かな自然と人との
共生による文化の創造

安心して暮らせる
魅力ある社会の創造

将来都市像

人と緑の
新創造都市

施策の大綱

自然と都市機能
の調和した
暮らしやすい都
市をめざして

（都市整備分野）

市民の暮らしを
リードする
産業都市をめざ
して

（産業振興分野）

暮らしよい豊か
な地域社会と
清らかな水と緑
のある
生活環境都市を
めざして
（生活環境分野）

笑顔あふれる安
心して暮らせる
保健福祉都市を
めざして
（保健福祉分野）

生涯を健やかな
体と心を培う
人権尊重を基調
とした
教育文化都市を
めざして
（教育・文化分野）

柔軟で健全な
行財政運営を
めざして
（行財政分野）

後期基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

～計画推進に当たっての基本姿勢～

・ふるさとづくりの推進 ・協働のまちづくりの推進 ・行政改革の更なる推進

テーマ1（⇒P11）

安全・安心なまち

社会資本の整備
（道路・橋りょう）

防災対策

社会資本の整備
（公共施設など）

テーマ2（⇒P12）

みんなが快適でいきいき
暮らせるまち

地域内交通対策

子育て支援の充実
高齢者支援の充実

学校教育の充実
生涯学習の充実

テーマ3（⇒P13）

あきる野らしさを活かした
活気あるまち

地域資源の
ブランド化
農業振興
情報発信

環境施策の充実

伝統文化の
保存・継承

情報発信

※枠内は、重点施策を抽出する視点です。

テーマ1 安全・安心なまち

市民の貴重な生命と財産を守り、誰もが安心・安全に暮らすことができるようまちづくりを進めることが求められます。

震災や風水害など、あらゆる自然災害に対して、自助・共助といった市民への防災意識の醸成を図りながら、あきる野市の地域特性を踏まえた防災対策に取り組むことが重要です。

また、防災対策の充実とともに、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があります。建設から年数が経過した道路や橋りょう、公共施設などについては、更新の時期を迎え、市民の安全を確保する上で計画的な維持管理・更新に取り組む必要があります。

このようなことから、「防災対策」「社会資本の整備」の視点で施策の重点化を図ります。

視点	重点施策
防災対策	第3章第1節1－② 災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進（P30） 第3章第1節1－③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援（P30） 第3章第1節1－④ 地域防災リーダーの育成（P30） 第3章第1節1－⑤ 防災意識の普及・啓発及び向上（P30） 第3章第1節1－⑪ 安全に避難できる場のネットワークの形成（P30）
社会資本の整備	第1章第3節1－④ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進（P18） 第6章第2節2－① 施設の総合的管理の推進（P64）

テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

人口減少社会の到来が現実のものとなり、地域の担い手であり働き手である若者の流出を抑えるためにも、少しでも多くの人の流入と定住人口の確保を図る必要があります。平成27（2015）年度からスタートする子ども・子育て支援新制度を踏まえ、子育て世代の視点に立った魅力のある子育て環境の整備を図るなど、子どもが健やかに育つ地域社会の形成に取り組むとともに、高齢者を支え合う地域づくりを進めるなど、誰もが快適でいきいきと暮らせるまちづくりを進めることが重要です。

このようなことから、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」の視点で施策の重点化を図ります。

視点	重点施策
子育て支援の充実	第4章第4節1－③ 保育の待機児童の解消（P46） 第4章第4節1－⑧ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実（P46）
高齢者支援の充実	第4章第1節1－② 介護予防・健康づくり事業の推進（P38） 第4章第1節4－② 高齢者を支え合う地域づくりの推進（P39）
地域内交通対策	第1章第3節2－① 地域内交通対策の検討・整備（P19）
学校教育の充実	第5章第4節1－③ 小中一貫教育の推進（P55）
生涯学習の充実	第5章第6節3－② スポーツ活動の機会の充実（P61）

テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

あきる野市は、緑豊かな山々や清らかな川などに恵まれた地域であり、多くの動植物が生息するとともに、日本でも有数の化石や地層の宝庫でもあります。そして、先人たちがこの地に残してくれた優れた歴史や伝統・文化、肥沃な秋留台地におけるあきる野の農業などが、脈々と今日に受け継がれてきました。

これらの恵まれた市の魅力である地域資源を見つめ直し、市民とともに守り、育て、確実に後世に引き継いでいながら、秋川渓谷などの市の魅力を内外に強く発信し、多くの人に訪れてもらうなど、あきる野らしさを活かした活気あるまちづくりを進めることが重要です。

このようなことから、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統文化の保存・継承」「情報発信」の視点で施策の重点化を図ります。

視点	重点施策
地域資源の ブランド化	第2章第3節1－② 秋川渓谷・郷土資源を活用した観光まちづくりの推進（P23） 第2章第3節1－③ 秋川流域ジオパークの推進（P23） 第2章第4節3－③ 農産物のブランド化の推進（P26）
環境施策の充実	第3章第4節3－① 郷土の恵みの森構想の推進（P37） 第3章第4節3－③ 生物多様性保全の推進（P37）
農業振興	第2章第4節1－③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進（P25） 第2章第4節2－① 農業経営者の支援と確保・育成（P25） 第2章第4節3－① 農産物の販売施設の拡充（P26）
伝統文化の 保存・継承	第5章第4節1－⑩ 伝統文化理解教育の推進（P56） 第5章第5節2－④ 伝統芸能保存活動の支援（P59）
情報発信	第2章第3節3－③ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進（P24） 第6章第2節1－③ 市政情報の発信（P64）

第4章 計画の推進に当たって

次に示す3つの基本姿勢に基づき、計画を推進します。また、テーマ設定により重点化した施策の内容や実施時期、財源等を実施計画の中で明らかにし、その進捗状況を公表します。

基本姿勢1 ふるさとづくりの推進

あきる野市は、森や肥沃な台地など美しい自然と先人たちが遺してくれた素晴らしい伝統・文化、風土が息づくまちです。これらの恵まれた地域資源は、郷土の恵みの森づくり、観光まちづくり、あきる野農業、伝統文化理解教育などの様々な場面において、心の豊かさや安らぎをもたらす財産として、「ふるさとを感じられるまちづくり」に大きく寄与しています。

成熟した社会においては、これらの森やのどかな田園風景が残るあきる野の固有の魅力や価値を再認識し、心のよりどころである「ふるさと」をみんなで守り、育て、後世に受け継いでいく必要があります。

このことから、自然と共生し、住む人と訪れる人が「ふるさとづくり」にかかわりを持ちながら、誰もが「東京のふるさと・あきる野」の豊かさや恵みを享受できるまちづくりを進めます。

基本姿勢2 協働のまちづくりの推進

自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという、普遍的な住民自治の精神の下、災害や犯罪に強いまちづくりを市民と行政が協働して進めていくための母体となる、防災・安心地域委員会が市内の7つの地域で発足し、市と連携し地域防災リーダーの育成を図るなどの活発な活動を展開しています。また、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりにおいては、地域、企業、自治体などが協働の下、生物多様性保全や地球温暖化防止につながる自然の保全・活用を推進しています。この他にも様々な分野において、行政と市民等が共通の目的の下に対等な立場でお互いの役割を補完し合い、責務と役割を明確にしながら連携・協力することで、様々な地域課題の解決に取り組んでいます。

このように、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応するため、行政だけでなく市民を始めとする新しい公共の担い手と連携・協力しながら協働のまちづくりを進めます。

基本姿勢3 行政改革の更なる推進

地方分権改革が進展する中、基礎自治体の責任と権限はますます高まり、質、量ともに行政力の強化が求められています。これまでに、安定した行政サービスを持続的に提供するための強固な行財政基盤を構築する取組として、少数精鋭主義に基づく職員数や人件費の削減、施設の委託・民営化などを進め、経常収支比率の改善や財政調整基金の積立額の増加など財政指標に一定の成果が表れています。

今後も、厳しい社会情勢を背景に、更なる経費の削減、歳入の確保、効果的な施策の展開を図るなど、「新たな時代のニーズに柔軟に対応できる行政サービス」をめざします。